

5 法人が解散する場合の届出等

(1) 解散の手続

特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散します。（法第31条第1項）

- ① 社員総会の決議
- ② 定款で定めた解散事由の発生
- ③ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ④ 社員の欠亡
- ⑤ 合併
- ⑥ 破産手続開始の決定
- ⑦ 法第43条の規定による設立の認証の取消し

③の事由により解散しようとする法人は、所轄庁の認定を受けなければなりません。詳細は66頁を参照してください。（法第31条第2項、第3項、条例第14条）

法人が解散したとき（破産の場合を除く）は、理事が清算人になります。ただし、定款に定めがあるとき、又は総会で他の者を選任したときは、その定め又は選任による者が清算人となります。（法第31条の5）

清算人は、法人が解散したとき（③及び⑤の事由による解散を除く。）は、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければなりません。（法第31条第4項、条例第15条第1項）

解散後、清算中の法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまでは存続するものとみなされます。（法第31条の4）

(2) 清算の結了手続

法人が解散したときは、理事が清算人となり、主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の監督により、次に掲げる清算業務を行うこととなります。（法第31条の5、法第31条の9、法第32条の2第1項）

- ① 現務の結了
- ② 債権の取立て及び債務の弁済
- ③ 残余財産の引渡し
- ④ 債権の申出の広告と催告
- ⑤ 公告と催告により判明した債務の分配

清算人は、解散した後、遅滞なく、官報掲載による公告をもって、債権者に対し一定の期間（2ヶ月間を下回ることはできない）内に債権の申出をすべき旨の催告をしなければなりません。

当該法人の法人格は、清算人が、清算結了の登記を行うことで消滅します。

清算人は、登記を行った後、その旨を所轄庁に届け出なくてはなりません。（法第32の3）

○解散登記後に提出する書類、清算結了の登記後に提出する書類

(1) 解散登記後に提出する書類【(1) - ①、②、④、⑥の事由による解散の場合】

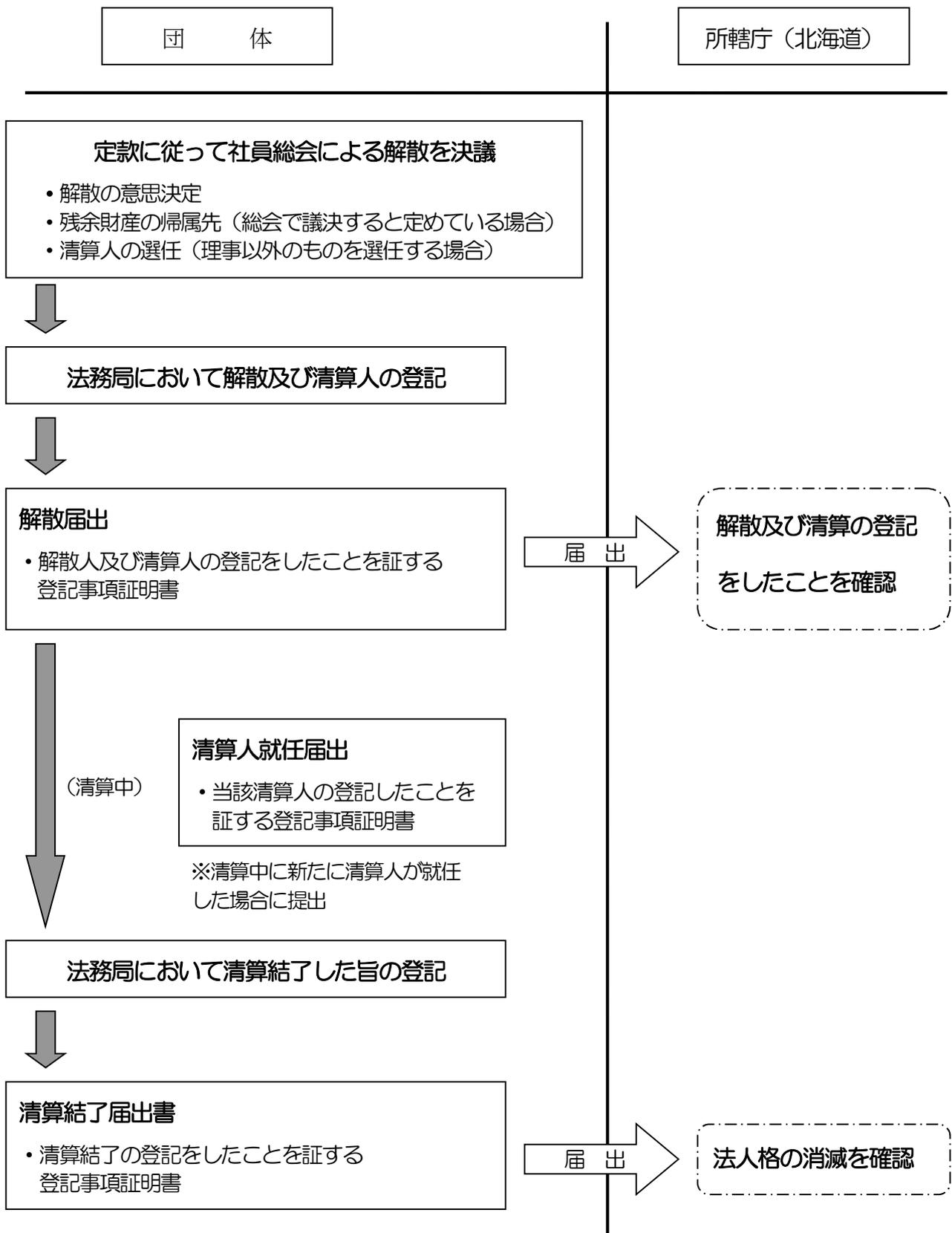
提出書類		提出部数	掲載頁
届出書	解散届出書（別記第7号様式）	1部	67
記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・解散の理由 ・残余財産の処分方法 		
添付書類	解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書	1部	—

※ 合併（(1) - ⑤）の事由による解散の手続きは、「合併する場合の届出等」（66頁）を参照

(2) 清算結了の登記後に提出する書類

提出書類		提出部数	掲載頁
届出書	清算結了届出書（別記第10号様式）	1部	71
添付書類	清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書	1部	—

※総会における解散決議から清算終了後の届出までの流れ



(3) その他の手続

ア 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能（64頁（1）－③）による解散の手続

何らかの事情により、目的とする事業の達成が不能となったことを事由とした解散の場合は、所轄庁の認定を受けなければなりません。（法第31条第2項、第3項、条例第14条）

※ 人材不足や資金不足のような、法人の主観的な事情である場合は、「不能」であるとは認められません。（社員総会の決議に基づき解散することになります。）

提出書類		提出部数	掲載頁
申請書	解散認定申請書（別記第6号様式）	1部	68
記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯 ・残余財産の処分方法 		
添付書類	目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面※	1部	—

※ 成功の不能を確認した理事会の議事録その他の書面

イ 清算人就任届出

清算中に就任した清算人がいる（例えば、解散時に就任していた清算人が交代した等）場合は、所轄庁に届け出なければなりません。（法第31条の8、条例第15条第2項）

提出書類（清算中に就任した清算人の届出）		提出部数	掲載頁
届出書	清算人就任届出書（別記第8号様式）	1部	69
記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・清算人の氏名及び住所又は居所 ・清算人が就任した年月日 		
添付書類	当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書	1部	—

ウ 残余財産譲渡の認証申請

定款に残余財産の帰属先に関する規定がない場合は、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することになります。（法第32条第2項、条例第16条）

上記により処分されない財産は、国庫に帰属することになります。（法第32条第3項）

提出書類		提出部数	掲載頁
申請書	残余財産譲渡認証申請書（別記第9号様式）	1部	70
記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡すべき残余財産 ・残余財産の譲渡を受ける者 		

別記第7号様式（第2条関係）

年 月 日

北海道知事 様

特定非営利活動法人の名称
清算人 住所又は居所
氏 名
電 話 番 号

解 散 届 出 書

特定非営利活動促進法第31条第1項第①号に掲げる事由により次のとおり特定非営利活動法人を解散したので、同条第4項の規定により、届け出ます。

記

1 解散の理由

2 残余財産の処分方法

(備考)

- ①の部分には、解散事由の区分に応じ、「1」「2」「4」又は「6」を記入すること。
- 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

(日本産業規格 A4)

別記第6号様式（第2条関係）

年 月 日

北海道知事 様

特定非営利活動法人の名称
代表者の氏名
電話番号

解 散 認 定 申 請 書

特定非営利活動促進法第31条第1項第3号に掲げる事由により次のとおり特定非営利活動法人を解散することについて、同条第2項の認定を受けたいので、申請します。

記

1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯

2 残余財産の処分方法

(備考)

目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面を添付すること

(日本産業規格 A4)

別記第8号様式（第2条関係）

年 月 日

北海道知事 様

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏 名

電 話 番 号

清 算 人 就 任 届 出 書

次のとおり（特定非営利活動法人の名称）の解散に係る清算中に清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、届け出ます。

記

1 清算人の氏名及び住所又は居所

2 清算人が就任した年月日

(備考)

当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

(日本産業規格 A4)

別記第9号様式（第2条関係）

年 月 日

北海道知事 様

特定非営利活動法人の名称
清算人 住所又は居所
氏 名
電 話 番 号

残余財産譲渡認証申請書

次のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 譲渡すべき残余財産

- 2 残余財産の譲渡を受ける者

(備考)

2には、残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、各別に譲渡する財産を記載すること。

(日本産業規格 A4)

別記第10号様式（第2条関係）

年 月 日

北海道知事 様

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏 名

電 話 番 号

清 算 結 了 届 出 書

（特定非営利活動法人の名称）の解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、届け出ます。

（備考）

清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

（日本産業規格 A4）